

南丹市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南丹市人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例（令和3年南丹市条例第29号）の理念に基づき、誰もがかけがえのない個人として尊重され、お互いの個性や価値観の違いを認めあう相互理解と寛容のもとで、いきいきと生活できる共生社会の実現に向けて、パートナーシップ宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的少数者である二人の関係であって、互いを人生のパートナーとし、共同生活において対等な立場で必要な費用を分担し、相互に責任を持って協力することを約した二人の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある二人が市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。
- (4) 申告 本市への転入前に、パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定を本市と締結した他の地方公共団体（以下「連携協定締結都市」という。）において、第7条第1項に規定する受領証に類する書類（以下「受領証等類似書類」という。）の交付を受けた二人が当該事実及びパートナーシップ関係にあることを市長に対して申し出ることをいう。

(宣誓又は申告要件)

第3条 宣誓又は申告をすることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 双方がともに民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方が、市内に住所を有し、又は一方が市内に住所を有し、他方が3箇月以内に市内に転入予定であること。
- (3) 双方が、ともに配偶者（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻と同

様の関係にある者を含む。)がないこと。

(4) 双方が、ともに宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップにないこと。

(5) 双方が、民法第 734 条から第 736 条までに規定する婚姻をすることができない続柄の関係（当事者同士が養子縁組をし、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）にないこと。

（宣誓の方法）

第 4 条 宣誓をしようとする者は、宣誓日を予約の上、双方が市職員の面前において南丹市パートナーシップ宣誓書（様式第 1 号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類（宣誓をしようとする日前 3 箇月以内に発行されたものに限る。）を添えて市長に提出するものとする。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

(2) 独身証明書その他婚姻をしていないことを証明する書類（外国籍の場合は、独身証明書又はこれに相当する書類（外国語で作成されたものである場合は、日本語訳文を添付すること。))

2 前条第 2 号に規定する市内に転入予定である者は、宣誓をした日から 3 箇月以内に住民票の写しその他の市内への転入を証明する書類を市長に提出するものとする。

3 市長は、宣誓をしようとする者の一方又は双方が宣誓書に自署することができないと認めるときは、市職員の立会いのもとで当該宣誓をしようとする者以外の者に代筆させることができる。

4 市長は、宣誓書の提出に際して双方の本人確認のため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

(1) マイナンバーカード

(2) 旅券（パスポート）

(3) 運転免許証

(4) 前 3 号のほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等、本人の顔写真が貼付されたもの等市長が相当と認める書類

5 市長は、宣誓をする日時等について、宣誓をしようとする者と事前に調整を行うものとする。

（申告の方法）

第 5 条 申告をしようとする者は、申告日を予約の上、双方が市職員の面前において南丹市パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第 2 号。以下「申

告書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 転入前に交付を受けた受領証等類似書類

(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(申告日前3箇月以内に発行されたものに限る。)

2 第3条第2号に規定する市内に転入予定である者は、申告をした日から3箇月以内に、住民票の写しその他の市内への転入を証明する書類を市長に提出するものとする。

3 市長は、申告をしようとする者の一方又は双方が申告書に自署することができないと認めるときは、市職員の立会いのもとで当該申告をしようとする者以外の者に代筆させることができる。

4 市長は、申告書の提出に際して本人確認のため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

(1) マイナンバーカード

(2) 旅券(パスポート)

(3) 運転免許証

(4) 前3号のほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等、本人の顔写真が貼付されたもの等市長が相当と認める書類

(通称名の使用)

第6条 宣誓又は申告をしようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書又は申告書(以下「宣誓書等」という。)において氏名と併せて通称名を使用することができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓又は申告(以下「宣誓等」という。)の際に提示するものとする。

(受領証等の交付)

第7条 市長は、第4条第1項又は第5条第1項の規定により宣誓等があり、第3条各号に掲げる要件の全てを満たしていると認めるときは、南丹市パートナーシップ宣誓書受領証(様式第3号)及び南丹市パートナーシップ宣誓書受領証カード(様式第4号)(以下「受領証等」という。)に宣誓書等の写しを添付の上、当該宣誓等をした者に交付するものとする。

2 前条第1項の規定により通称名を使用したときは、当該通称名と氏名を受領証等に記載するものとする。

(受領証等の再交付)

第 8 条 前条第 1 項の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「宣誓者等」という。）は、当該受領証等を紛失し、若しくは汚損し、又は改姓その他再交付が必要であると市長が認める事由が生じたときは、南丹市パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第 5 号）により、市長に対し受領証等の再交付を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、受領証等を再交付することができる。

（受領証等の返還）

第 9 条 宣誓者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、南丹市パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第 6 号）に受領証等を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 当事者の意志により、パートナーシップが解消されたとき。

(2) 一方又は双方が死亡したとき。

(3) 一方又は双方が市外に転出したとき。ただし、宣誓者等が連携協定締結都市へ転出し、当該地方公共団体の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出る場合を除く。

(4) 次条の規定により宣誓等が無効になったとき。

(5) その他宣誓等の要件に該当しなくなったとき。

2 市長は、前項第 3 号ただし書に規定する場合は、受領証等が返還されたものとみなす。

（無効となる宣誓等）

第 10 条 次の各号のいずれかに該当する宣誓等は、無効とする。ただし、第 3 号又は第 4 号に該当する場合は、当該各号の規定に違反する事由が生じた時から将来に向かってのみ無効とする。

(1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。

(2) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。

(3) 第 3 条の規定に反しているとき。

(4) 第 4 条第 2 項又は第 5 条第 2 項の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

2 市長は、必要があると認めるときは、無効とした受領証の交付番号（受領証ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

（宣誓書等の保存期間）

第 11 条 市長は、宣誓書等を 10 年間保存する。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。